3　この政令の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者福祉ホーム、障害者自立支援法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉ホーム及び障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者福祉ホームであって、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに係るものに限る。）は、障害者自立支援法に規定する福祉ホームであって、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに係る退職手当共済契約とみなす。

4　この政令の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者地域生活支援センター及び障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法に規定する知的障害者デイサービスセンターであって、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに係るものに限る。）は、障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターであって、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに係る退職手当共済契約とみなす。

5　この政令の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（障害者自立支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業（同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）のうち障害者デイサービスを行う事業に係るものに限る。）は、障害者自立支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援を行う事業又は同法に規定する地域活動支援センターであって、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに係る退職手当共済契約とみなす。

（豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二十二条　豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第六号中「身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉ホーム及び」を「身体障害者社会参加支援施設（」に改め、同条第七号を次のように改める。

七　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

（豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第一条第七号中「障害者支援施設又は」とあるのは「障害者支援施設、」と、「行う施設」とあるのは「行う施設又は同法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。）」とする。

（母子保健法施行令の一部改正）

第二十四条　母子保健法施行令（昭和四十年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条の九の四第三項」を「第二十一条の三第三項」に改める。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第二十五条　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「身体障害者授産施設又は同法第三十一条の二に規定する」を削り、同条第三号を次のように改める。

三　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令第四条第三号中「障害者支援施設又は」とあるのは「障害者支援施設、」と、「行う施設」とあるのは「行う施設又は同法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設に限る。）若しくは障害者自立支援法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。）」とする。

（著作権法施行令の一部改正）

第二十七条　著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項第二号中「身体障害者更生施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）及び」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）及び同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）で国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの

第二条第二項中「前項第五号」を「前項第六号」に改める。

（著作権法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の著作権法施行令第二条第一項第五号中「及び同条第一項」とあるのは「、同条第一項」と、「行う施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）」とあるのは「行う施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）及び同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設に限る。）」とする。

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第二十九条　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号を次のように改める。

四　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十一条に規定する身体障害者福祉センター

第七条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条に次の一号を加える。

九　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設